令和５年度池田町教育委員会教育行政執行方針

令和５年第１回池田町議会定例会第１回定例会議の開会に当たり、池田町教育委員会の所管行政の執行に関する主要な方針について申し上げます。

Ⅰ　はじめに

今日の社会は、グローバル化や情報化の進展など急激に進む社会の変化とともに、新型コロナウイルス感染症の終息が見通せないなど、先行きが不透明なあり様となっています。

予測困難な時代にあって、学校教育の場においては、子どもたち一人ひとりが様々な社会的変化を前向きに受け止め、自分の良さや可能性を認識するとともに、他者を尊重し協働しながら豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手として成長していくための資質・能力を育んでいくことが求められています。

Ⅱ　教育行政に臨む基本姿勢

こうした現状認識の下、教育行政に臨む基本姿勢について申し上げます。

小学校１校、中学校１校という新たな教育環境において、人格の完成を目指す教育の「不易の価値」を根底に据え、「時代とともに変化する教育の仕組みや多様化する価値観」を的確に捉え、学習指導要領で示されている「学びに向かう力・人間性等の涵養」、「生きて働く知識・技能の育成」、「未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力等の育成」の３つの観点を基本に学校教育活動を推進します。

また、本町の教育環境に関する議論の活性化を図り、よりよい学校教育を通してよりよい地域社会を創るという理念を町民の皆様と共有し、連携・協働しながら子どもたちの育ちを支えてまいります。

Ⅲ　重点政策の展開

次に、教育行政に臨む基本姿勢に基づき、令和５年度の重点政策について申し上げます。

１　主体的・対話的で深い学びの実現

第一は、「主体的・対話的で深い学びの実現」です。

令和４年度の全国学力・学習状況調査において、本町の子どもたちの学力や学習意欲等は、総じて改善傾向にあります。

この状況を確実なものとし、さらに向上させていくためには、子どもたち

一人ひとりの特性や学習進度等に応じた「個別最適な学び」とともに、同じ環境の中でお互いの考え方等に触れ刺激し合うことで深まる「協働的な学び」を組み合わせながら、基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させ、思考力・判断力・表現力等や学びに向かう態度を身に付けさせていくことが重要です。

このため、ＩＣＴに関する専門的知識を持った技術者の活用を図り、一人一台端末の効果的利用による興味・関心を高める授業改善に取り組むほか、課題である家庭での学習時間を確実に確保するなど、生活リズムの改善に向けた啓発を行います。

個に応じたきめ細かな指導体制の充実に向けては、小学校において、臨時教員等を活用し、引き続き、学年学級及び支援学級の児童数を基礎とした町独自の学級編制を実施するとともに、中学校において、加配教員を活用した習熟度別指導に取り組みます。

教育的な支援が必要な子どもたち一人ひとりの教育的ニーズを踏まえ、「個別の教育支援計画」を活用した学校段階間の切れ目のない指導や支援の充実を図るとともに、学習や学校生活を補助する職員を継続して配置します。

国の調査において、全国の小・中学校の通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒の割合が８．８％であることが公表され、１０年前の調査と比べ２．３ポイント増加していることなどを踏まえ、今後の適切な支援のあり方等について関係部局と協議を行います。

また、幼稚園等で育まれてきたことが小学校での学習に結びつくよう、「スタートカリキュラム」に対する幼稚園・保育園・小学校での共通理解を促進します。

２　豊かな心・人間性の涵養と健やかな体の育成

第二は、「豊かな心・人間性の涵養と健やかな体の育成」です。

子どもたちが、規範意識を身に付け、自身の存在意義を自覚しながら現在から将来に向けた自己実現を図るとともに、たくましく成長していく基盤となる健康・体力を身に付けることが重要です。

このため、「特別の教科道徳」について、公開授業や学校教育指導等を通して、規範意識や協調性、思いやりや生命を尊重する心を育む道徳教育の充実に努めます。

小学校において、稲作体験学習や森林体験学習などに取り組み、ふるさとの産業や豊かな自然環境等を学ぶ機会の充実に努めます。

いじめについては、令和４年度の調査において「いじめはどんな理由があってもいけない」と考える児童生徒が１００％となっていないことを踏ま

え、「池田町いじめ防止基本方針」に基づく組織体制等の充実を図ることはもとより、児童理解交流会や生徒指導交流会、進路指導等を通じて、望ましい人間関係を築く力を育む生徒指導に取り組みます。

また、教育相談員やスクールカウンセラーの活用等による相談体制の充実を図るなど、いじめの未然防止、早期発見・早期解決に取り組むとともに、学校や関係機関等とも連携し、不登校傾向の児童生徒に関する支援のあり方について検討を進めます。

子どもたちの体力・運動能力・運動習慣等については、全国調査や学校独自に実施する新体力テストの調査結果を分析・検証し、運動やスポーツを通じて体力等の向上を図る授業改善に取り組みます。

フッ化物洗口については、コロナ禍の中で実施できない状況となっていますが、感染状況等を見極め、むし歯予防手段としての安全性等に対する保護者の皆様の理解を得ながら、多くの児童の参加に努めます。

学校給食については、今後とも、児童生徒が収穫した食材を含め地元の恵みを活かした安全・安心で栄養バランスのとれた給食を提供するとともに、食物アレルギーへの対応に万全を期すなど、学校給食を通して子どもたちの健やかな成長を支えます。

子どもたちが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができるよう、引き続き、栄養教諭による食育指導に取り組みます。

３　学びを支える教育環境づくり

第三は、「学びを支える教育環境づくり」です。

望ましい教育環境づくりや学校教育活動の円滑な展開に向けては、教職員が心身ともに健康で、家庭や地域と連携しながら取組を進めていくことが大切であるとともに、子どもたちが一日の多くの時間を過ごす学びの場を安全・安心な環境で維持管理していくことが必要です。

このため、保護者や地域の方々の意見を学校運営に反映していく「コミュニティ・スクール」については、学校教育活動に地域の教育資源を効果的に結びつけるコーディネーターを引き続き配置し、取組の充実を図ります。

小学校統合後の円滑な学校運営等に向けて、教員加配２人の継続配置を要望します。

学校における働き方改革については、「学校における働き方改革推進委員会」において「池田町アクションプラン」に登載された取組の検証を行った上で必要な改善を図るほか、教職員が健康で学校教育活動に専念できるよう、ストレスチェックへの参加率１００％を目指し啓発を行います。

休日における学校部活動の地域移行については、令和５年度からの３年間を「改革推進期間」とする国のガイドラインが示されたことなどを踏まえ、

部活動指導のあり方等を検討する組織を設置し協議を進めます。

新型コロナウイルス感染症については、いわゆる感染症法における分類の引き下げや対策の見直しなどに留意しつつ、今後とも、学校における適切な感染症対策を進めながら学校教育活動を継続し、子どもたちの健やかな学びを保障してまいります。

この他、老朽化した小学校の給排水設備改修工事などを実施します。

４　文化・芸術活動の推進

第四は、「文化・芸術活動の推進」です。

文化・芸術活動は、人々に生活の潤いや豊かさを与え、創造性や感性とともにふるさとへの愛着・誇りを育んでいく上で、大切な営みです。

このため、活動の拠点となる田園ホールについては、町民の皆様の様々な活動など利用する方々の視点に立った運営や活動の場づくり、効果的な文化・芸術活動に向けて、計画的な施設・設備の整備に着手します。

池田町郷土資料館については、子どもたちがふるさとの歴史を知り、将来を考える施設として授業での活用を図るとともに、多くの方に来館いただけるよう、特別展の企画や展示方法の工夫を検討するほか、ゴールデンウィーク期間中も開館日とし施設の利用促進を図ります。

子どもたちの文化・芸術等への関心を高め豊かな情操を養うため、音楽や演劇などの芸術鑑賞事業を実施します。

５　青少年の健全育成

第五は、「青少年の健全育成」です。

子どもたちが、様々な体験活動等を通じて創造性や協調性などを身に付け、夢や目標、ふるさとを愛する心を持って、たくましく健やかに成長することが大切です。

このため、様々な体験活動を行う「わんぱく体験塾」や異なった学年の児童が一定の期間ともに生活する「通学合宿」については、多くの子どもたちが交流できる場となるよう取組を進めるほか、スポーツ活動や体験学習を行う「放課後子ども教室」、地域のボランティア等の協力による「学び塾」を実施します。

沖縄県読谷村への「小学生道外派遣研修事業」については、コロナ禍の影響により３年間未実施となっていますが、歴史・文化や気候風土等の異なる地域を訪れ、ふるさとの良さの再発見や我が国の歩んできた歴史などを学ぶ貴重な機会であり、義務教育段階で体験・研修することの意義を踏まえ対象学年を拡充し計画するほか、読谷村の小学生を受入れする交流事業については、関係者等とも協議しながら取組を検討します。

６　スポーツ活動の充実

第六は、「スポーツ活動の充実」です。

生涯にわたり、それぞれの興味や目的に応じてスポーツに親しみながら健康の保持や体力向上を図っていく環境づくりが大切です。

このため、ペタンクなど４種目の地域対抗スポーツ大会を開催し、スポーツに親しむ機会を提供するとともに、地域の親睦や協働意識の醸成に努めます。

カーリングについては、施設の適切な維持管理はもとより、小中学校の授業での取組や子どもカーリング大会等を実施します。

昨年、供用を開始した学校プールについては、多くの児童生徒、地域の方々に利用いただきました。

今後とも、授業での利用はもとより、学校教育活動に支障のない範囲で一般開放を行い町民の皆様が水に親しめる場の提供に努めるほか、幼児・小学生・大人を対象とした水泳教室を実施します。

スポーツの活動拠点である総合体育館については、トレーニング機器の更新に向けて、スポーツ振興くじ助成金の活用を検討します。

また、「池田町スポーツ施設の整備等計画」が計画期間１０年となることから、令和６年度を初年度とする新たな整備等計画を策定します。

７　生涯にわたる学習機会の確保・充実

第七は、「生涯にわたる学習機会の確保・充実」です。

町民の皆様が豊かで潤いのある生活を送るとともに、持続可能な地域づくりを進めるためには、生涯を通じ学ぼうとする意欲に応える環境づくりが必要です。

このため、多くの町民の皆様が気軽に本に親しむことができるよう、利用する方々からのご意見等を活かした図書館運営に努め、円滑な蔵書管理や貸出管理業務等による読書活動の推進を図るとともに、ボランティア団体による活動の場の提供や指定管理者と連携協力した図書館事業の充実に努めます。

「遊ゆう大学」については、在校生からのアンケート等を参考に授業内容などを工夫するとともに、入学者の増加に向けた取組を検討するなど、町民の皆様が生き生きと元気に活動できる場としての充実を図ります。

以上、令和５年度に取組を進める重点政策について申し上げました。

Ⅳ　むすび

子どもたちが笑顔で、生き生きと仲良く学校生活を送りながら、学校行事

や少年団活動・部活動など様々な場面で活躍する姿を目にすることは、地域に喜びと活力を与えてくれます。

学校関係者や教育行政に携わる者のみならず、地域の方々すべてが子どもたちの成長に関わり、それぞれの立場で役割を果たしながら支え育んでいくことが、子どもたちの心に「ふるさと池田への愛着や誇り」を根付かせ、将来の地域社会を担う人材としての育ちにつながります。

教育という営みのすべては子どもたちのためにあるとの思いの下、義務教育終了時１５歳の子ども像を保護者の皆様をはじめ、地域の方々と共有し、現在の池田小学校６年間、池田中学校３年間という枠組みから、もう一歩、二歩前進させる教育政策を推進します。

「小中一貫教育の導入・推進及び義務教育学校設置の基本方針」を策定し、教育委員会として、子どもたちの成長に責任と使命を持って、池田町の新たな教育スタイルの確立を目指してまいります。

町民の皆様並びに町議会議員の皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げ、教育行政執行方針とさせていただきます。